

津久見市所有者不明猫の不妊去勢手術に係る事務手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、所有者が不明で飼い主のいない猫（以下「所有者不明猫」という。）の繁殖の抑制及び地域住民の生活環境の悪化を防止するため、おおいた動物愛護センター（以下「動物愛護センター」という。）で実施する所有者不明猫の不妊去勢手術（以下「拠点型手術」という。）の対象団体の要件等を定めることにより、拠点型手術の円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「地域活動団体」とは、地域において所有者不明猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する異なる世帯の2名以上で組織された団体で、次に掲げる要件の全てを満たすもののうち、当該地域の自治会への説明及び登録を受けたものをいう。

ア 所有者不明猫の減少を図り、住民の良好な生活環境の保持を推進することを目的としていること。

イ 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解の普及に寄与することを目的としていること。

ウ ア又はイに掲げる目的のため、次に掲げる活動を行っていること。

（ア） 所有者不明猫の繁殖抑制を図るため、所有者不明猫の拠点型手術を推進する活動

（イ） 所有者不明猫の餌及び排せつ物の適正な管理のための活動

（ウ） （ア）及び（イ）に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための啓発等の活動

エ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団と交わりを持つ者が構成員となっていないこと。

(申請等)

第3条 地域活動団体として登録を受けようとするものは、津久見市地域活動団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、当該申請をした者に津久見市地域活動団体登録可否決定通知書（第2号様式）により通知するとともに、津久見市地域活動団体登録証（第3号様式。以下「登録証」という。）を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により決定したときは、活動団体名等の必要事項を登録台帳に登録しなければならない。

4 第2項の規定により登録証の交付を受けた地域活動団体は、活動する際は、登録証を常に携帯し、地域住民の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

(手術の申請等)

第4条 地域活動団体は、拠点型手術を希望する場合は、手術申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、動物愛護センターにおおいた動物愛護センター拠点型手術要望書（第5号様式）を提出しなければならない。

3 動物愛護センターは、拠点型手術の頭数を決定したときは市長に報告をしなければならない。

4 市長は、前項の報告を基に調整の上、拠点型手術が可能な団体を決定し、おおいた動物愛護センター拠点型手術決定通知書（第6号様式）により通知するとともに管理札（第7号様式）を交付するものとする。

(記録簿の作成)

第5条 市長は、拠点型手術の実施日までに、捕獲年月日、動物愛護センターへの運搬方法、拠点型手術後の運搬方法等の必要事項を記入した手術記録簿（第8号様式）により、動物愛護センターに報告しなければならない。

(運搬方法)

第6条 地域活動団体は、拠点型手術を行う猫を動物愛護センター又は決められた場所に運搬する際は、当該猫の運搬容器に管理札を付け、指定された時間に、持ち込まなければならない。また、手術後に当該猫を持ち帰るときも同様とする。

(手術の実施)

第7条 拠点型手術は、無料で動物愛護センターが実施するものとする。

2 動物愛護センターは、拠点型手術を実施したときは、手術日等の必要事項を記入し、市長に報告するものとする。

(変更の届出)

第8条 地域活動団体は、第3条第3項の規定により登録された事項に変更があったときは、津久見市地域活動団体登録事項変更届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第9条 地域活動団体は、第3条第3項の規定による登録を廃止しようとするときは、津久見市地域活動団体登録廃止届（第10号様式）を提出しなければならない。

2 前項の規定による廃止は、管理している猫が全て死亡し、又は他の地域活動団体への管理承継できる場合でなければ、行うことができない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、地域活動団体が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、その旨を津久見市地域活動団体登録取消通知書（第11号様式）により地域活動団体に通知するものとする。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) その他市長が登録が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により通知を受けた地域活動団体は、速やかに交付を受けた登録証を返還するとともに、管理する所有者不明猫がいる場合は、当該猫の新たな管理者を見つけなければならない。

(登録証の紛失の届出等)

第 11 条 地域活動団体は、登録証を紛失したときは、速やかに津久見市地域活動団体登録証紛失届兼再交付申請書(第 12 号様式)を市長に提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。